

54-2

1979年3月

米国環境庁

学校施設等に使⽤されている
石綿含有材料

第一部

対策指針

目次

謝辞

序文

第1章 序論：石綿の影響	1
第2章 石綿とその利用	3
第3章 石綿管理プログラム	8
第4章 対象材料の検査	9
第5章 対象材料のサンプリング	11
第6章 バルク（集合）サンプルの分析	13
第7章 汚染測定	16
第8章 対策	20
第9章 工事施工の際の仕様と基準	26
第10章 環境庁学校調査	34
第11章 国や州の機関からの指導	39
付録A： アメリカ合衆国環境庁 石綿規定	43
付録B： アメリカ合衆国環境庁 空気汚染物質政府排出基準（NESHAPS） 地域コーディネーター	58
付録C： アメリカ合衆国労働省職業安全・保健局 石綿規定	72
付録D： 国立職業安全・保健局プログラム事務所と 米国労働省一職業安全・保健局（OSHA）現地所在	
付録E： アメリカ合衆国厚生省 国立職業安全健康研究所（NIOSH）地域事務所	
付録F： アメリカ合衆国厚生省 地域保健行政官	
付録G： 無料呼び出し電話番号	
付録H： 石綿含有スプレーによる上塗の鉱物特性表示	82

訓練資料についての資料は、付録AとEに述べてある、OSHAとNIOSHの地域事務所から入手出来る。

- (5) どのような矯正対策でも、付録Dに載っている近くのOSHA事務所に、作業の開始日とを通知し、OSHAに通知する事を作業員に熟知させる事。
- (6) 除去作業を開始する前に、付録Bに載っている適切な環境庁NESHAPSコーディネーターに連絡する事。
- (7) 請負業者が、環境庁地域石綿対策コーディネーターに技術的助力について、連絡する事を勧める。

有能な業者を捜す作業は、様々な政治的、経済的圧力によって面倒に成りうる。下手な作業による危険性に気付かない人々から、対策作業は出来るだけ早く、安価にするよう、圧力があるかもしれない。環境庁とOSHAの規則や、奨励される明細等を厳格に守らせる事は、時間も費用もかかり、一番安い入札を提出した請負業者は、これらの規則について知識がないか、又は、従う事が出来ないかもしれない。

以下は、環境庁とOSHAの石綿規則の簡単な説明であるが、付録AとCにこれらの規則の全文が載っている。除去、封じ込み、包囲作業の契約に関する明細もこの章に含まれている。これらの明細には、契約を正しい作業慣例や、安全な建物環境を保証する契約を交渉するに当たって、学校職員の指針になる。

環境庁規則

環境庁は、天井、壁、配管、建物の他の表面の石綿材料の除去や処理について規定している。規則は、環境庁の全米危険排気物放出基準（NESHAPS）に基づいて出された。石綿材料を除去する前に、NESHAPSコーディネーターに文書で連絡する必要がある。規則ではほこりの放出を防ぐ為、石綿材料を剥ぐ前、最中、後でも、水に濡らしておく事も義務付けている。この規則では、「剥ぐ」とは石綿を天井、壁、配管等から外す事をいい、「取り除く」は剥がれた石綿材料を建物の外に出すことをいう。氷結温度や設備の水による損傷などの理由で、濡らして材料を除去できない場合、環境庁のNESHAPSコーディネーターに連絡する。場合によって石綿材料を乾燥したまま除去するには、環境庁から文書で許可を取らなければならない。

剥がした石綿材料は建物から出す前は必ず濡れない容器に濡れたまま入れる。石綿材料の入った容器は窓から投げ出したり、落としたりしない。石綿材料は、容器又はほこりの出ない容器に入れて運ぶ。

